土地収用法に基づく補償等についてのお知らせ

起業者　板倉町が、皆様のご協力により進めております板倉町公立保育園及び公立児童館建設事業並びにこれに伴う町道付替工事について、令和８年１１月２０日付け群馬県告示第２６０号をもって土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第２８条の２の規定により、次の事項についてお知らせします。

１　事業認定の告示があった土地

群馬県邑楽郡板倉町大字岩田字北浦地内

注）この土地を表示する図面は板倉町役場企画財政課でご覧ください。

２　土地の価格の固定について

上記１の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されることになります。

３　関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

４　損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変形し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ群馬県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

５　裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する権利以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請をはやく行うよう起業者の対し請求することができます。

６　補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

７　明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接群馬県収用委員会あてにすることができます。

８　パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレットに記載されていますので、必要な方は配布いたします。

その他不明な点については、板倉町役場企画財政課（電話 0276-82-6126）に照会願います。

令和８年１１月２０日　板　倉　町